

鳥獣捕獲に係る入林手続のお知らせ

○ 申請様式を統一

鳥獣捕獲に係る様式が全国統一となり、森林管理局・署の窓口のほか森林管理局のホームページでも入手できます。

猟銃による捕獲の入林届
わな猟など一般の入林届
有害鳥獣捕獲など地方公共団体の事業に係る入林届



様式の統一

○ 手続回数を削減

年度内であれば、一回の申請で複数回の入林が可能です。

ただし、実際の入林が決まった場合は、入林する日と場所を森林管理署等に連絡してください。

○ 申請方法を多様化

森林管理局・署への郵送や窓口への提出のほかファックス、メールでも申請できます。

ただし、各森林管理局・署により取扱いが異なりますので、詳しくは、申請先にお問い合わせ下さい。



○ 立入禁止区域図の入手が簡単

立入禁止区域図を森林管理局・署の窓口のほか森林管理局のホームページでも入手できます。



※立入禁止区域図は原則、年度当初と狩猟期前に更新します。

※入林する者の安全のため、入林の届けのあった場所、目的についてホームページでお知らせします。

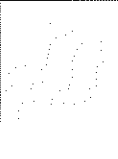
※都道府県及び市町村等が有害鳥獣捕獲事業等を実施する場合の狩猟者の立入を制限する区域も同時に入手できます。



入林届（鳥獣の捕獲等のための入林届）

接 受 印

(宛先、提出先については、別添の入林届提出先一覧表をご参照下さい。)

申請年月日	年 月 日		
入林予定の場所 (出来るだけ詳細に記載して下さい。	国有林野名		捕獲対象鳥獣名 及び捕獲方法
	林班等		()
			☐ 銃器 ☐ 網 ☐ わな
入林の期間	自 年 月 日 至 年 月 日		
入林の目的	☐ 狩猟 ☐ 個体数調整 ☐ 有害鳥獣捕獲 ☐ 指定管理鳥獣捕獲等事業 (捕獲個体の放置の予定 ☐ 有 ☐ 無) (夜間銃猟の予定 ☐ 有 ☐ 無) ☐ その他 ()		
所属団体名 または氏名	(やまおり線)		
この点線で折り、点線より上部の面を表にして、車両の見やすい場所に掲示して下さい。 なお、複数の車両で入林する場合は、この用紙の写しを車両ごとに掲示して下さい。			
申請者	氏名		TEL及びFAX番号
	住所		メールアドレス
	狩猟者登録番号		
緊急連絡先 (*1)	氏名	住所	TEL及びFAX番号
※チェックして下さい。 ↓			
1	安全のための遵守事項を読み理解しました。	☐	
2	立入禁止区域図を入手し、理解しました。	☐	
3	森林管理署等職員の現地での指導を遵守します。	☐	
4	事故を起こした場合は、一切の責めを負います。	☐	
5	上記を団体の構成員に伝達しました。	☐	(団体届出のみ記載)

注意事項

- 1 鳥獣の捕獲等を実施するために入林する場合は、安全のための遵守事項及び立入禁止区域図をよく確認し、十分理解していただいた上で、入林の際に携行していただく必要があります。
- 2 安全のための遵守事項及び立入禁止区域図は、入林届提出先の森林管理署等で配布しております。また、管轄する森林管理局（署）等のホームページでも公開しておりますので、こちらから入手することも可能です。なお、各森林管理署等で配布される立入禁止区域図の範囲は、当該森林管理署等の管轄区域内のみとなりますのでご注意ください
 関東森林管理局 URL <http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/>
 立入禁止区域図は、年度始め（〇月頃）及び猟期前（〇月頃）に更新します。
 また、事業の変更に伴い立入禁止区域図を変更する場合がありますので、入林する際は、お手持ちの立入禁止区域図が最新かどうかご確認下さい。
- 3 団体で届け出る場合は、安全のための遵守事項及び立入禁止区域図を、構成員に必ず伝達した上で申請して下さい。
 また、別紙1の構成員名簿を提出して下さい。
- 4 実際に入林する日が決まった場合には、入林する日までに日時と場所を管轄する森林管理署等に電話、FAX、電子メールのいずれかの方法によりご連絡下さい。
- 5 入林される際は、安全のため、この用紙を点線で折り、点線より上部を表にして、車両の見やすい場所に掲示して下さい。なお、複数の車両で入林する場合は、この用紙の写しを車両ごとに掲示して下さい。
- 6 銃器を使用される方は、他の入林者への注意喚起として、別紙2の注意喚起看板を車体の側面等の見やすい場所に掲示して下さい。なお、複数の車両で入林する場合は、車両ごとに掲示して下さい。
- 7 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を目的として入林しようとする場合は、夜間銃猟作業計画を合わせて提出してください。なお、入林届を提出する際に都道府県知事の確認が得られていない場合は、確認が得られ次第提出してください。
 以上のことを十分理解いただけましたら、以下のチェックボックスにチェックをして、この入林届を別添の入林届提出先に、3業務日以前の勤務時間内に提出して下さい。（＊2）
 なお、直接持ち込みいただいた際に、勤務時間外又は職員が留守であった場合は、森林管理署等の郵便受に投函して下さい。また、郵送の場合は3業務日以前の勤務時間内に必着するよう提出して下さい。

＊1 団体が申請する場合は、平日の日中に連絡が可能な構成員2名を記載して下さい。

＊2 「3業務日以前」とは、例えば、日曜日に入林しようとする場合、前の週の水曜日の勤務時間内までを指します。

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
③	②	①	—	入林予定日
※提出期限 →				

(別添)

入林届提出先一覧表

管轄区域	宛先	住所	電話及びFAX	メールアドレス
〇〇市 △△市	〇〇森林管理署 長	〒000-0000 〇〇県 〇〇市〇〇 〇丁目 〇番地	TEL0xx-xxx-xxxx FAX0xx-xxx-xxxx	〇〇@rinya.maff.go.jp

(別紙 1)

鳥獣の捕獲等のための入林届の注意事項3に基づき、構成員名簿を提出します。

所属团体名：

[illegible]

野生鳥獣の 捕獲等実施中 入林時注意

鳥獣の捕獲を目的として入林される皆様へ

国有林野で働く職員、国有林野で事業を行う事業体、

国有林野へ入林する者等を事故から守るための安全遵守事項

鳥獣の捕獲を目的として、国有林野へ入林される場合は、下記の注意事項を厳守して、絶対、事故を起こさないよう御注意願います。

記

- 1 立入禁止区域（作業予定区域及びその周辺区域等）については、入手した立入禁止区域図等により、その位置を確認するとともに、立入禁止区域内への立入り及び発砲を行わないで下さい。
- 立入禁止区域には、現地に「立入禁止」「発砲禁止」「銃猟禁止」等の標識を設置しています。また、立入禁止区域がある林道入口等には、「〇km 先、作業中につき立入禁止」等の標識や横断幕などで表示しています。
- 2 「入林届」の写しを、車両ごとに車内の見やすいところに掲示して下さい。
- 3 銃器による野生鳥獣の捕獲等を実施する場合は、「注意喚起看板」を、車両ごとに車体の側面等の見やすい場所に掲示して下さい。
- 4 他の森林管理署等の管内に入林する場合は、当該森林管理署等においても同様の入林の手続をして下さい。
- 5 一般の方が入林している場合がありますので十分御注意願います。
- 6 林道を通行する場合には、徐行運転をするなど、交通事故防止に御協力下さい。また、火気に注意し、山火事予防に御協力下さい。
- 7 入林された方が、落石、滑落、交通事故等により災害にあった場合でも、〇〇森林管理署では責任を負いませんので十分御留意願います。
- 8 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を実施する場合は、安全を厳密に確保する観点から、射撃場所、射撃方法及びバックストップをあらかじめ想定できる方法（誘引して定点から射撃する方法等）により捕獲するようにしてください。また、照明器具やナイトスコープ等の使用により、昼間と同等の視認性を確保していることを確認して下さい。

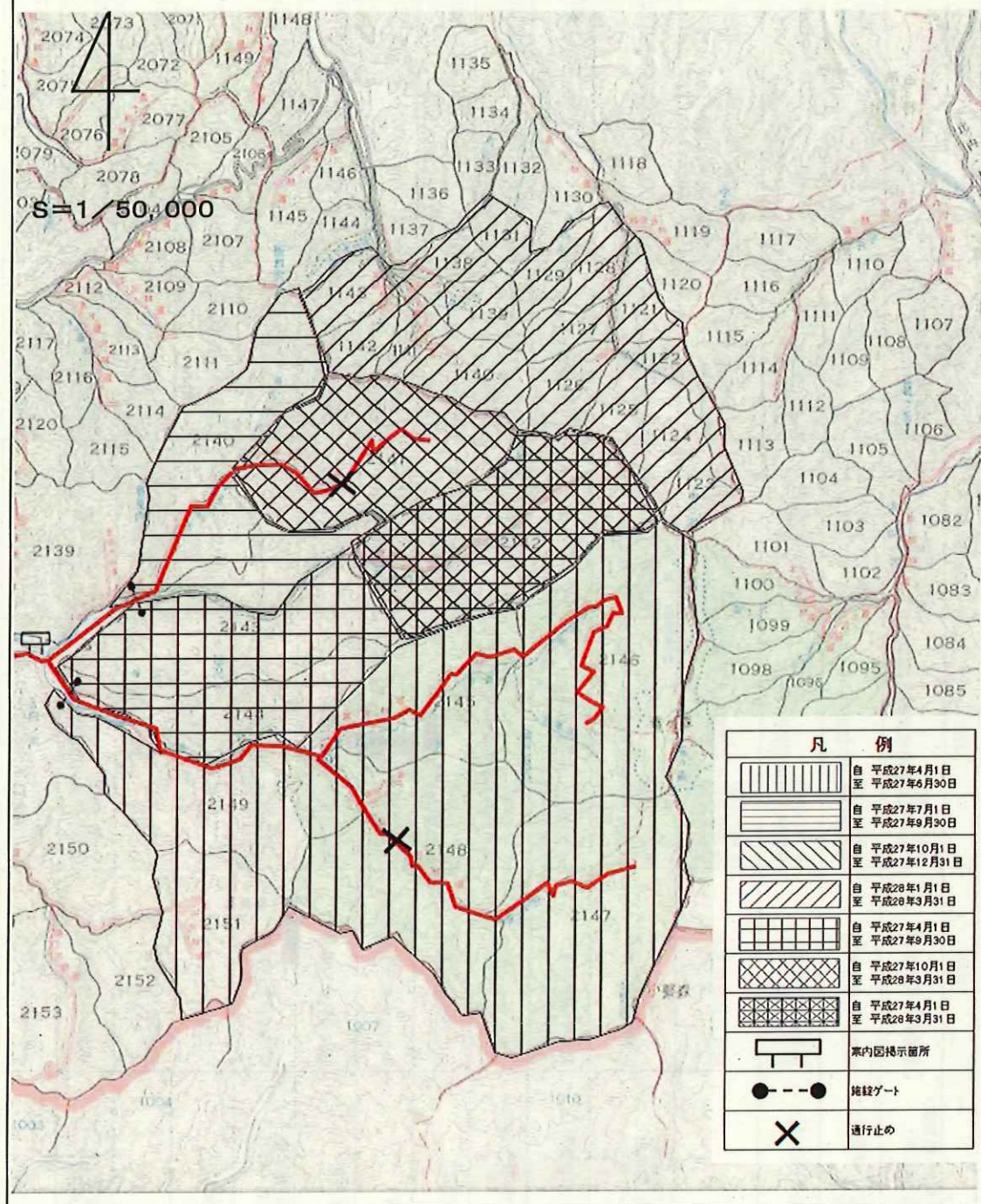
〇〇森林管理署長

1 立入禁止区域図の概要

立入禁止とする理由	立入禁止期間	区域の設定方法
販売(立木、副産物、分収育林)、請負(素材生産、造林、治山、林道等)、委託(収穫調査、巡視、測定等)事業箇所(予定含む)	事業期間中※ (ただし、契約期間が複数年にわたる場合は、契約相手方に確認し、立入禁止期間を設定) 四半期に振り分けて記載	事業実行箇所を含む稜線、道、大きな沢など極力地形上の明確な区域(ただし、契約期間が複数年にわたる場合は、契約相手方に確認し、立入禁止区域を設定)
直営(収穫調査、巡視等)、他省庁事業実施箇所(予定含む)	事業期間中※ 四半期に振り分けて記載	事業実行箇所を含む稜線、道、大きな沢など極力地形上の明確な区域
登山道、歩道 レクリエーションの森 協定の森	一年中	当該箇所を含む林班・林小班等(稜線、道、大きな沢など極力地形上の明確な区域)
貸付地	一年中	当該箇所を含む稜線、道、大きな沢など極力地形上の明確な区域

※ 事業期間中とは、前後の調査、検査等を含んだ期間をいう。

立入禁止区域図



入林屋提出先一覧表

都・県	管轄区域	宛先	住所	電話及びFAX	メールアドレス	ホームページアドレス
福島県	いわき市・相馬市・南相馬市・亘野町・楡葉町・ 富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・ 葛尾村・新地町・飯館村	磐城森林管理署長	〒979-0201 いわき市四倉町字東二丁目170-1	電話 0246(66)1234 FAX 0246(66)1255	ks.iwaki.postmaster@m aff.go.jp	http://www.rinva.maff.go.jp/kanto/iwaki/index.html
	福島市・郡山市・二本松市・田村市・伊達市・ 桑折町・川俣町・大玉村・小野町	福島森林管理署長	〒960-8055 福島県福島市野田町7-10-4	電話 024(535)0121 FAX 024(535)6514	ks.fukushima.postmast er@maff.go.jp	<a href="http://www.rinva.maff.go.jp/kan
to/hukusima/index.html">http://www.rinva.maff.go.jp/kan to/hukusima/index.html
	白河市・須賀川市・天栄村・西郷村・玉川村・ 平田村・古殿町	福島森林管理署 白河支署長	〒961-0074 福島県白河市字郭内128-1	電話 0248(23)3135 FAX 0248(23)3137	ks.shirakawa.postmaste r@maff.go.jp	<a href="http://www.rinva.maff.go.jp/kan
to/sirakawa/index.html">http://www.rinva.maff.go.jp/kan to/sirakawa/index.html
	棚倉町・矢祭町・堀町・鮫川村	棚倉森林管理署長	〒963-6131 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉 字館ヶ丘73-2	電話 0247(33)3111 FAX 0247(33)3113	ks.tanarura.postmaster @maff.go.jp	<a href="http://www.rinva.maff.go.jp/kan
to/tanagura/index.html">http://www.rinva.maff.go.jp/kan to/tanagura/index.html
	会津若松市・喜多方市・下郷町・北塩原村・ 南会津町(旧田島町)・西会津町・磐梯町・ 猪苗代町・会津坂下町・柳津町・三島町・ 金山町・会津美里町・昭和村	会津森林管理署長	〒965-8550 福島県会津若松市追手町5-22	電話 0242(27)3270 FAX 0242(27)3272	ks.aizu.postmaster@m aff.go.jp	<a href="http://www.rinva.maff.go.jp/kan
to/aizu/index.html">http://www.rinva.maff.go.jp/kan to/aizu/index.html
	南会津町(旧南郷村・旧伊南村・旧館岩村)・ 檜枝岐村・只見町	会津森林管理署 南会津支署長	〒967-0692 福島県南会津郡南会津町山口 字村上867	電話 0241(72)2323 FAX 0241(72)2334	ks.minami aizu.postmaster@maff.g o.jp	<a href="http://www.rinva.maff.go.jp/kan
to/minamiaizu/index.html">http://www.rinva.maff.go.jp/kan to/minamiaizu/index.html
	大田原市・矢板市・那須塩原市・那須烏山市・ 塩谷町・那須町・那珂川町	塩那森林管理署長	〒324-0022 栃木県大田原市宇田川1787-15	電話 0287(28)3125 FAX 0287(28)3631	ks.enna.postmaster@m aff.go.jp	<a href="http://www.rinva.maff.go.jp/kan
to/enna/index.html">http://www.rinva.maff.go.jp/kan to/enna/index.html
	宇都宮市・足利市・佐野市・鹿沼市・ 日光市・益子町	日光森林管理署長	〒321-1274 栃木県日光市土沢1473-1	電話 0288(22)1069 FAX 0288(22)1072	ks.nikko.postmaster@m aff.go.jp	<a href="http://www.rinva.maff.go.jp/kan
to/nikkou/index.html">http://www.rinva.maff.go.jp/kan to/nikkou/index.html
	沼田市・片品村・川場村・昭和村・ みなかみ町	利根沼田森林管理署長	〒378-0018 群馬県沼田市殿治町3923-1	電話 0278(24)5535 FAX 0278(24)5562	ks.nikko.postmaster@m aff.go.jp	<a href="http://www.rinva.maff.go.jp/kan
to/tona_numata/index.html">http://www.rinva.maff.go.jp/kan to/tona_numata/index.html
	中之条町・長野原町・嬭恋村・草津町・ 高山村・東吾妻町	吾妻森林管理署長	〒377-0423 群馬県吾妻郡中之条町 大字伊勢町771-1	電話 0279(75)3344 FAX 0279(75)3346	ks.aratsuma.postmaste r@maff.go.jp	<a href="http://www.rinva.maff.go.jp/kan
to/agatsuma/index.html">http://www.rinva.maff.go.jp/kan to/agatsuma/index.html
新潟県	前橋市・高崎市・桐生市・渋川市・藤岡市・ 富岡市・安中市・みどり市・上野村・神流町・ 下仁田町・南牧村・甘楽町	群馬森林管理署長	〒371-8508 群馬県前橋市岩神町4-16-25	電話 027(210)1203 FAX 027(210)1248	ks.gunma.postmaster@ maff.go.jp	<a href="http://www.rinva.maff.go.jp/kan
to/gunma/index.html">http://www.rinva.maff.go.jp/kan to/gunma/index.html
	新発田市・五泉市・阿賀野市・佐渡市・ 胎内市・阿賀町	下越森林管理署長	〒957-0052 新潟県新発田市大手町4丁目4ノ 15	電話 0254(22)4146 FAX 0254(22)4148	ks.koetsu.postmaster@ maff.go.jp	<a href="http://www.rinva.maff.go.jp/kan
to/kaetsu/index.html">http://www.rinva.maff.go.jp/kan to/kaetsu/index.html
	村上市・関川村	下越森林管理署 村上交署長	〒958-0033 新潟県村上市緑町3-1-13	電話 0254(53)2151 FAX 0254(53)2153	ks.murakami.postmaste r@maff.go.jp	<a href="http://www.rinva.maff.go.jp/kan
to/murakami/index.html">http://www.rinva.maff.go.jp/kan to/murakami/index.html
	長岡市・三条市・加茂市・十日町市・魚沼市・ 南魚沼市・湯沢町・津南町・[柏崎市]	中越森林管理署長	〒949-6608 新潟県南魚沼市美佐島61-8	電話 025(772)2143 FAX 025(772)2635	ks.chuetsu.postmaster @maff.go.jp	<a href="http://www.rinva.maff.go.jp/kan
to/chuetsu/index.html">http://www.rinva.maff.go.jp/kan to/chuetsu/index.html
茨城県	糸魚川市・妙高市・上越市	上越森林管理署長	〒943-0172 新潟県上越市大道福田555番地	電話 025(524)2180 FAX 025(524)2189	ks.iyouetsu.postmaster @maff.go.jp	<a href="http://www.rinva.maff.go.jp/kan
to/yoetsu/index.html">http://www.rinva.maff.go.jp/kan to/yoetsu/index.html
	水戸市・日立市・土浦市・石岡市・高萩市・ 常陸太田市・北茨城市・笠間市・つくば市・ 常陸大宮市・かすみがうら市・桜川市・ 城里町・大子町	茨城森林管理署長	〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978-7	電話 029(243)7211 FAX 029(243)7125	ks.ibaraki.postmaster@ maff.go.jp	<a href="http://www.rinva.maff.go.jp/kan
to/ibaraki/index.html">http://www.rinva.maff.go.jp/kan to/ibaraki/index.html

埼玉県	秩父市・毛呂山町・ときがわ町	埼玉県秩父市大野原491-1	〒388-0005	埼玉森林管理事務所長	埼玉県秩父市大野原491-1	電話 0494(23)1260 FAX 0494(23)1262	ks.saitama.postmaster@maff.go.jp	http://www.rinva.maff.go.jp/kan-to/saitama/index.html
千葉県	千葉市・銚子市・館山市・木更津市・勝浦市・鴨川市・君津市・富津市・南房総市・大多喜町	千葉県千葉市稲毛区稲毛1-7-20	〒263-0034	千葉森林管理事務所長	千葉県千葉市稲毛区稲毛1-7-20	電話 043(242)4656 FAX 043(242)4658	ks.chiba.postmaster@maff.go.jp	http://www.rinva.maff.go.jp/kan-to/tiba/index.html
山梨県	甲府市・富士吉田市・山梨市・身延町・南都町・【都留市】・【大月市】・【笛吹市】・【上野原市】・【市川三郷町】・【富士川町】・【早川町】	山梨県甲府市宮前町7-7	〒400-0021	山梨森林管理事務所長	山梨県甲府市宮前町7-7	電話 055(253)1336 FAX 055(252)9935	ks.yamanashi.postmaster@maff.go.jp	http://www.rinva.maff.go.jp/kan-to/yamanashi/index.html
東京都 神奈川県	八王子市・神津島村・三宅村・青ヶ島村・相模原市・秦野市・山北町・稲相町・湯河原町・【小田原市】・【南足柄市】	東京都神奈川森林管理署長	〒254-0046	東京神奈川森林管理署長	神奈川県平塚市立野町38-2	電話 0463(32)2867 FAX 0463(32)2868	ks.tokyo-kanagawa.postmaster@maff.go.jp	http://www.rinva.maff.go.jp/kan-to/tokyo-kanagawa/index.html
	熱海市・伊豆市・東伊豆町・河津町・松崎町・西伊豆町・【伊東市】・【下田市】・【伊豆の国市】・【南伊豆町】	伊豆森林管理署長	〒410-2401	伊豆森林管理署長	静岡県伊豆市牧之郷546-5	電話 0558(74)2522 FAX 0558(72)5553	ks.idu.postmaster@maff.go.jp	http://www.rinva.maff.go.jp/kan-to/izu/index.html
静岡県	静岡市・沼津市・富士宮市・島田市・富士市・御殿場市・裾野市・長泉町・小山町・川根本町	静岡森林管理署長	〒420-0856	静岡森林管理署長	静岡県静岡市葵区駿府町1-120	電話 054(254)3401 FAX 054(253)7829	ks.shizuoka.postmaster@maff.go.jp	http://www.rinva.maff.go.jp/kan-to/sizuoka/index.html
	浜松市・掛川市・袋井市・湖西市・森町	天竜森林管理署長	〒434-0012	天竜森林管理署長	静岡県浜松市浜北区中瀬2663-1	電話 053(588)5591 FAX 053(588)5595	ks.tenryu.postmaster@maff.go.jp	http://www.rinva.maff.go.jp/kan-to/tenryu/index.html

【 】は官庁森林のみ所在する市町村となります。

(写)

30 林国経第 131 号
平成 31 年 4 月 16 日

一般社団法人 大日本猟友会 会長 殿

林野庁 経営企画課長

鳥獣の捕獲等に係る国有林野への入林について

平素より、国有林野の管理経営及び国有林野における有害鳥獣捕獲につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

林野庁では、狩猟期間における狩猟事故防止の観点から、国有林野の管理経営の事業実施区域、登山道、歩道、レクリエーションの森、協定の森、共用林野、貸付地等及びこれらの周辺区域については、狩猟者の立入禁止区域とし、事業従事者及び一般入林者の安全を確保してきたところです。

一方で、有害鳥獣の生息域の拡大により、国有林野内において都道府県や市町村等が実施する有害鳥獣捕獲事業等が増加してきており、当該事業従事者についても一層の安全の確保が求められているところです。

つきましては、都道府県や市町村等が実施する有害鳥獣捕獲事業等の有害鳥獣捕獲区域及びその周辺区域についても、上記の狩猟者の立入禁止区域に準じて取扱い、全ての入林者の安全を確保することを改めて徹底することとしているので、鳥獣の捕獲等を目的として国有林野へ入林する場合は、下記に留意し、確実に入林届を提出するとともに、安全上必要な注意事項を遵守するとともに、森林管理署等の職員の指示に従い、絶対に事故を起こさないよう、貴会所属会員への周知徹底をお願いします。

記

1 鳥獣捕獲等に係る国有林野への入林手続きについて

狩猟者、都道府県及び市町村等が実施する有害鳥獣捕獲等の許可捕獲従事者の国有林野への入林手続きについては、申請様式の統一及びインターネットで入手可能にするとともに、申請手続回数の削減、申請方法の多様化、立入禁止区域図をホームページで公開し入手しやすくするなど、申請者の負担を軽減してきたところです（別紙 1）。

一方、狩猟者や許可捕獲従事者による事故が多く発生していることから、入林届の提出の際には、国有林野内で安全に鳥獣の捕獲等を実施してもらうための注意事項（別紙 2）を配布し、入林届の提出者に注意喚起しています。

鳥獣の捕獲等を目的として国有林野へ入林する場合は、手続きを御確認いただき、確実に入林届を提出してください。

2 入林届のルールの徹底

入林届は、届出の内容に変更がない限り、同一年度内であれば、一回の提出で複数回の入林が可能です。

ただし、実際に入林する日が決まった場合には、入林する日までに実際に入林する日と場所を森林管理署等に連絡していただく場合があります（詳しくは、申請先にお問い合わせください。）。

3 立入禁止区域等の確認

国有林野の管理経営の事業実施区域、登山道、歩道、レクリエーションの森、協定の森、共用林野及び貸付地等及びこれらの周辺区域については、安全確保のため狩猟者の立入禁止区域とします。

また、都道府県及び市町村等が実施する有害鳥獣捕獲事業等の実施箇所及びその周辺区域についても狩猟者の立入を制限する区域とします。

森林管理局・署が配布する立入禁止区域図、都道府県及び市町村等が有害捕獲等事業を実施するために狩猟者の立入を制限する区域を明示した図面及び現地の看板等を確認いただき、狩猟者の立入を禁止している区域内での狩猟を行わないでください。

問い合わせ先

林野庁経営企画課国有林野生態系保全室森林環境保護班

電話：03-6744-2322

(写)

30 林国経第 131 号
平成 31 年 4 月 16 日

一般社団法人 全日本狩猟倶楽部 会長 殿

林野庁 経営企画課長

鳥獣の捕獲等に係る国有林野への入林について

平素より、国有林野の管理経営及び国有林野における有害鳥獣捕獲につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

林野庁では、狩猟期間における狩猟事故防止の観点から、国有林野の管理経営の事業実施区域、登山道、歩道、レクリエーションの森、協定の森、共用林野、貸付地等及びこれらの周辺区域については、狩猟者の立入禁止区域とし、事業従事者及び一般入林者の安全を確保してきたところです。

一方で、有害鳥獣の生息域の拡大により、国有林野内において都道府県や市町村等が実施する有害鳥獣捕獲事業等が増加してきており、当該事業従事者についても一層の安全の確保が求められているところです。

つきましては、都道府県や市町村等が実施する有害鳥獣捕獲事業等の有害鳥獣捕獲区域及びその周辺区域についても、上記の狩猟者の立入禁止区域に準じて取扱い、全ての入林者の安全を確保することを改めて徹底することとしているので、鳥獣の捕獲等を目的として国有林野へ入林する場合は、下記に留意し、確実に入林届を提出するとともに、安全上必要な注意事項を遵守するとともに、森林管理署等の職員の指示に従い、絶対に事故を起こさないよう、貴会所属会員への周知徹底をお願いします。

記

1 鳥獣捕獲等に係る国有林野への入林手続きについて

狩猟者、都道府県及び市町村等が実施する有害鳥獣捕獲等の許可捕獲従事者の国有林野への入林手続きについては、申請様式の統一及びインターネットで入手可能にするとともに、申請手続回数の削減、申請方法の多様化、立入禁止区域図をホームページで公開し入手しやすくするなど、申請者の負担を軽減してきたところです（別紙 1）。

一方、狩猟者や許可捕獲従事者による事故が多く発生していることから、入林届の提出の際には、国有林野内で安全に鳥獣の捕獲等を実施してもらうための注意事項（別紙 2）を配布し、入林届の提出者に注意喚起しています。

鳥獣の捕獲等を目的として国有林野へ入林する場合は、手続きを御確認いただき、確実に入林届を提出してください。

2 入林届のルールの徹底

入林届は、届出の内容に変更がない限り、同一年度内であれば、一回の提出で複数回の入林が可能です。

ただし、実際に入林する日が決まった場合には、入林する日までに実際に入林する日と場所を森林管理署等に連絡していただく場合があります（詳しくは、申請先にお問い合わせください。）。

3 立入禁止区域等の確認

国有林野の管理経営の事業実施区域、登山道、歩道、レクリエーションの森、協定の森、共用林野及び貸付地等及びこれらの周辺区域については、安全確保のため狩猟者の立入禁止区域とします。

また、都道府県及び市町村等が実施する有害鳥獣捕獲事業等の実施箇所及びその周辺区域についても狩猟者の立入を制限する区域とします。

森林管理局・署が配布する立入禁止区域図、都道府県及び市町村等が有害捕獲等事業を実施するために狩猟者の立入を制限する区域を明示した図面及び現地の看板等を確認いただき、狩猟者の立入を禁止している区域内での狩猟を行わないでください。

問い合わせ先

林野庁経営企画課国有林野生態系保全室森林環境保護班

電話：０３－６７４４－２３２２

鳥獣捕獲に係る入林手続のお知らせ

○ 申請様式を統一

鳥獣捕獲に係る様式が全国統一となり、森林管理局・署の窓口のほか森林管理局のホームページでも入手できます。

猟銃による捕獲の入林届
わな猟など一般の入林届
有害鳥獣捕獲など地方公共団体の事業に係る入林届

一本化!



様式の統一

○ 手続回数を削減

年度内であれば、一回の申請で複数回の入林が可能です。

ただし、実際の入林が決まった場合は、入林する日と場所を森林管理署等に連絡してください。

○ 申請方法を多様化

森林管理局・署への郵送や窓口への提出のほかファックス、メールでも申請できます。

ただし、各森林管理局・署により取扱いが異なりますので、詳しくは、申請先にお問い合わせ下さい。



○ 立入禁止区域図の入手が簡単

立入禁止区域図を森林管理局・署の窓口のほか森林管理局のホームページでも入手できます。



※立入禁止区域図は原則、年度当初と狩猟期前に更新します。

※入林する者の安全のため、入林の届けのあった場所、目的についてホームページでお知らせします。

※都道府県及び市町村等が有害鳥獣捕獲事業等を実施する場合の狩猟者の立入を制限する区域も同時に入手できます。



鳥獣の捕獲を目的として入林される皆様へ

国有林野で働く職員、国有林野で事業を行う事業体、

国有林野へ入林する者等を事故から守るための安全遵守事項

鳥獣の捕獲を目的として、国有林野へ入林される場合は、下記の注意事項を厳守して、絶対、事故を起こさないよう御注意願います。

記

- 1 立入禁止区域（作業予定区域及びその周辺区域等）については、入手した立入禁止区域図等により、その位置を確認するとともに、立入禁止区域内への立入り及び発砲を行わないで下さい。
立入禁止区域には、現地に「立入禁止」「発砲禁止」「銃猟禁止」等の標識を設置しています。また、立入禁止区域がある林道入口等には、「〇km 先、作業中につき立入禁止」等の標識や横断幕などで表示しています。
- 2 「入林届」の写しを、車両ごとに車内の見やすいところに掲示して下さい。
- 3 銃器による野生鳥獣の捕獲等を実施する場合は、「注意喚起看板」を、車両ごとに車体の側面等の見やすい場所に掲示して下さい。
- 4 他の森林管理署等の管内に入林する場合は、当該森林管理署等においても同様の入林の手続をして下さい。
- 5 一般の方が入林している場合がありますので十分御注意願います。
- 6 林道を通行する場合には、徐行運転をするなど、交通事故防止に御協力下さい。また、火気に注意し、山火事予防に御協力下さい。
- 7 入林された方が、落石、滑落、交通事故等により災害にあった場合でも、〇〇森林管理署では責任を負いませんので十分御留意願います。
- 8 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を実施する場合は、安全を厳密に確保する観点から、射撃場所、射撃方法及びバックストップをあらかじめ想定できる方法（誘引して定点から射撃する方法等）により捕獲するようにしてください。また、照明器具やナイトスコープ等の使用により、昼間と同等の視認性を確保していることを確認して下さい。

〇〇森林管理署長